

第 31 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 5 年 1 月 10 日（火）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 安達 英二 | 2 番 後藤 操 | 3 番 岩本 孝之 | 4 番 友岡 康幸 |
| 5 番 山室加智子 | 6 番 片山 雅雄 | 7 番 興梠 正信 | 8 番 古澤 勝康 |
| 9 番 佐藤 久康 | 10 番 興呂木和也 | 11 番 長崎 花子 | 12 番 浅尾 継也 |
| 13 番 長崎 愛 | 14 番 大塚 恭徳 | 15 番 犬塚 久子 | 16 番 長野 秀輝 |
| 18 番 野田 政輝 | 19 番 渡邊 和徳 | | |
- 欠席委員 17 番 増田 生志
4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 経営基盤強化促進法許可申請について
 - 議案第 5 号 土地改良法第 3 条の規定による資格者証明願いについて
5. 事務局職員
- | | |
|-----|-------|
| 局 長 | 下田 朱美 |
| 次 長 | 吉弘 泰彦 |
| 主 幹 | 藤野 貴洋 |

6. 会議の概要

発言者	内 容
局長	<p>皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、もうすでに皆様お集まりになっておられますので総会の方を始めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数 19 名、出席委員 18 名で南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和致します。皆様ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので第 31 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 7 番 興梠委員、9 番 佐藤委員にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
局長	<p>はいありがとうございました。それでは本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。</p>

	それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。
議長	只今から第 31 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 7 番の興梠委員、9 番の佐藤委員を指名します。
議長	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読を致します。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について 番号 1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となっております。 以上、ご審議をお願いします。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
13 番	議案第 1 号 1 番につきまして 13 番の長崎が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。場所はあそ望の郷から南に 700m 上がった処で譲渡人と譲受人相互で所有権移転の贈与の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われま。ご審議よろしくをお願いします。
議長	はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。 (異議なし)
	議案第 1 号農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決致します。
議長	続きまして議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読を致します。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について 番号 1：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は進入道路となっております。 番号 2：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は進入道路となっております。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします

	す。
11 番	議案第 2 号番号 1 番.2 番について 11 番長崎が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。この議案は後で審議される 5 条と関連があり店舗建設に伴う進入道路となります。県道接続の許可もあり、何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。 (異議なし)
議長	ありがとうございます。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決致します
議長	続きまして議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読を致します。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について番号 1:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 XXXXXXXXXX 転用目的は店舗で転用所有権移転有償となっております。 以上ご審議よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
11 番	議案第 3 号番号 1 番について 11 番長崎が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。 先程 4 条の議案で審議された際に説明しました案件です。譲受人は熊本市や福岡県などで経営をされておりこの度、本村で店舗を建てられ事業拡大をされるようです。排水同意も得られ、転用所有権移転の有償ということで、何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。
議長	はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します (異議なし) 議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。

	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号は原案どおり可決致します。
議長	続きまして、議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について、番号 1 から番号 8 並びに番号 12 から番号 43 までの新規案件について、審議を行います。番号 36 番は委員案件でございますので、委員の退席を求め、先に審議致します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
	(14 番退席)
事務局	はい朗読いたします。議案第 4 号経営基盤強化促進法許可申請について 番号 36:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]農地中間管理機構 集積の一括方式 10 年です。 以上ご審議ください。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので事務局の説明をお願いしたいと思います
事務局	番号 36 を事務局が説明致します。 番号 36 番は、立野地区の基盤整備事業に関連した農地中間管理事業です。行政区等集落で担い手農家へまとまった農地を農地中間管理事業で集積を行い補助金要綱に該当した場合、地域へ国庫補助による機構集積協力金が交付されます。 11 月、12 月総会に引き続き、今回も立野地区の基盤整備事業を行う上で事業費の個人負担の軽減を図ることを目的として農地中間管理事業による集積を行います。この補助事業は賃借権設定に加え、譲渡人本人から熊本県農業公社を経由し自分自身へ使用貸借し補助対象の面積にカウントが出来る事業でもあり、今回も先月に続き上程いたします。 以上 何ら問題は無いと思わますのでご審議ください。
議長	はいありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、審議をお願い致します (異議なし)
議長	議案第 4 号番号 36 番 経営基盤強化促進法許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 4 号番号 36 番は原案どおり可

決致します。

(14 番着席)

議長

引続き議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について、番号 1 から番号 8 並びに番号 12 から番号 35、番号 37 から番号 43 までの新規案件について、審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。

事務局

はい朗読いたします。議案第 4 号経営基盤強化促進法許可申請について

番号 1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 3 年です。

番号 2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 使用貸借権設定の 15 年です。

番号 3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 5 年で、相続権者同意書有です。

番号 4:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 5 年で、相続権者同意書有です。

番号 5:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 5 年で、相続権者同意書有です。

番号 6:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 5 年で、相続権者同意書有です。

番号 7:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 5 年です。

番号 8:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 使用貸借権設定の 10 年です。

番号 9 番から番号 11 番は 再設定の案件になりますので省略致します。

番号 12 から番号 42 まではすべて立野地区の基盤整備事業に関する農地中間管理事業で、譲渡人から熊本県農業公社を経由し担い手等、譲渡人へ賃借権並びに使用貸借するという形態をとった、同じ案件ですので代表のみ朗読させていただきます。

番号 12:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理機構 集積一括方式の 10 年です。外番号 42 まで計 32 件 計 91 筆の 159,420 m² となっております。

	<p>番号 43:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 XXXXXXXXXX</p> <p>農地中間管理機構 特例売買 集積となります。</p> <p>以上、新規案件 40件 再設定案件 3件 ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いしたいと思ひます。</p>
議長	
2番	<p>議案第4号1番につきまして、2番後藤が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲受人の奥様は村内在住の方で、譲受人が農業を始めたいと、高齢になり耕作が出来ない譲渡人と賃借権設定の3年の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われまひます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
7番	<p>議案第4号2につきまして7番の興招が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人は申請地の耕作を出来る担い手を探されていたところ、新規就農で規模拡大中の譲受人と今回正式に小作契約をされまひます。何ら問題は無いと思われまひます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
5番	<p>議案第4号3につきまして5番の山室が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人は後継者はいますが、作業が追付かず、作り手を探されていたところ、新規就農で規模拡大中の譲受人と賃借権設定5年と今回正式に小作契約をされまひます。何ら問題は無いと思われまひます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
3番	<p>議案第4号4番から6まで3番の岩本が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。番号4番から6番ですが、譲渡人が高齢の為、又は亡くなられて、耕作が出来ず耕作される方を探されておりましたところ、地元で盛んに農業を営んでおられ、規模拡大中の譲受人とそれぞれ小作契約の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われまひます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
1番	<p>議案第4号7番につきまして1番の安達が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人は高齢で耕作が出来ずにいたところ、地元で稲作を営まれる、譲受人と賃借権設定5年の小作契約が結ばれました。何ら問題は無いと思われまひます。ご審議ください。</p> <p>議案第4号8番につきまして16番の長野が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人はいとこ同士であり、譲渡人が農業が出来ないので作り手を探されておりました。今回、譲受人と、使用貸借権設定10年の話がまとまり申請が上がっております。何ら問題は無いと思われまひます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>番号12から番号35、番号37から番号42まで事務局が説明致します。</p>

番号 12 から番号 35・番号 37 から番号 42 の議案は、先程説明した番号 36 と同様の案件となります。立野地区の基盤整備事業に関連した農地中間管理事業で同様の案件です。行政区等で集落の担い手農家へまとまった農地を農地中間管理事業で集積を行い補助金要綱に該当した場合、地域へ国庫補助による機構集積協力金が交付されます。

先程説明しましたとおり、事業費の個人負担の軽減、地域の農業基盤の維持を図ることを目的として農地中間管理事業による集積を行います。

農地中間管理事業による賃借権設定、本人から公社経由し自分自身へ使用貸借することで補助対象面積にカウント出来る事業で、今回は主に賃借権設定で農業法人や担い手農家等へ貸し付けを行います。これまでの総会で上程しました、自分から自分への使用貸借権設定も数件あり、今回で残りすべてを終了するところでしたが、1 件書類不備で来月の総会に議案上程を予定しております。

番号 12 の 1479 番 5・1801 番 3 に手書きで記入してある法人がありますが、2 つの農業法人は今回、大部分の農地で賃借権設定を結びます。1 つ目の法人は県内の農業法人で、他の町村でも大規模な農業経営をされ実績は十分で、この農業法人は県内でも名の知れた企業のグループでもあり何ら問題はないと考えます。2 つ目の法人は番号 36 議案で説明した農業法人で村内で農業経営も実績十分であり長年、活躍されておられ、こちらは何ら問題は無いと考えます。

番号 43 につきまして、譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。

番号 43 番は熊本県農業公社をとおした特例売買となります。この制度は対象農地が農振農用地であり、買い手が担い手であることが条件での、売買となります。譲渡人、譲受人共に税制面での優遇措置を受け、特に譲渡人につきましては、土地代の譲渡所得に特別控除の優遇措置があり、譲渡所得については、ほぼ課税は免除されます。

場所は [REDACTED] になります。

(768,785 円 /10a)

以上、何ら問題は無いと思われれます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します

(異議なし)

議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。

(全員挙手)

議長

はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 4 号は原案どおり可決致します。

続きまして議案第 5 号土地改良法第 3 条の規定による資格者証明願いについて審議を行います。

	<p>事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>はい朗読いたします、議案第 5 号 土地改良法第 3 条の規定による資格者証明願 いについてご説明します。</p> <p>県営久石地区土地改良事業の施行申請人後藤芳男様外 2 名から土地改良事業区画 整備の共同施行を実施するために、土地改良法第 3 条の資格者であることの証明と して議案に上程しております。</p> <p>申請地は、南外輪山の麓に位置し、県道 28 号熊本・高森線から南側の傾斜地に農 地があり、農道は狭く坂道でカーブも多い地区であります。</p> <p>水路は、小さい幹線水路から取水しており、効率的な営農には厳しい状況です。 更に、担い手の高齢化や後継者不足により、次世代に農地を引き継ぐことが困難 なことから、平成 30 年度に農事組合法人久石ファームが設立され、今後は共同での 機械利用や農作業の委託などが行われることで、農業の生産性向上などが見込まれ ます。</p> <p>なお、地元負担は 7.5%となっておりますが、併せてソフト事業を実施すること で、負担率は限りなく少なくなると聞いております。 (利子は本人)</p> <p>審議して戴きたい内容は、権利者 48 名が土地改良法第 3 条の土地改良事業に参 加する資格者であるかの承認であります。 その資格者とは、自作又は小作により農地を耕作しているかの要件であります。</p> <p>農業委員会事務局で確認しましたところ、久石地区内及び地区外の所有者も小作 契約により営農が継続しており要件を満たしておりますので、ご審議よろしくお願 いいたします。</p> <p>議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致しま す。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>何もなければ、それでは議案第 5 号土地改良法第 3 条の規定による資格者証明願 いについて異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>議長 はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 5 号は原案どおり可決致し ます。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、2 月の総会の日程を決めておきたいと思いま す。2 月 13 日月曜日 10 時から行いたいと思いますのでよろしくお願い致します。 また、次回の農業委員会憲章の指揮は 10 番 興呂木委員、11 番 長崎 委員にお願いしたいと思います。その他で委員さんから何かございませんか。</p>

	なければ事務局から何かございませんか。
農政係	・地域計画の補足説明
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業料金・農業労賃に関する調査表の依頼。 ・1/20 金 10:00 からの R5 委員改選説明会のお知らせ。 ・令和 4 年度熊本県農地利用最適化推進ブロック別研修会のご案内。 (2/22 (水) 13:30~16:10 県立劇場) ・活動記録簿の月 6 日付け足しの再依頼。
議長	以上をもちまして第 31 回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。

7. 閉会時刻 11時00分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和 5 年 2 月 13 日

農業委員会 会長

議事録署名委員

7 番

議事録署名委員

9 番
